**保育園でよく見られる感染症の出席停止基準**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | **病　名** | **登園基準（登園のめやす）** |
| 1 | インフルエンザ | 発症した後５日を経過し、かつ解熱後３日を経過するまで |
| 2 | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又抗菌薬による治療が終了するまで |
| 3 | はしか（麻疹） | 解熱後３日を経過し元気が良いこと |
| 4 | 流行性耳下腺炎　　（おたふく風邪） | 耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫れが始まった後、５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |
| 5 | 三日はしか　　　　(風疹） | 発疹が全て消失した時 |
| 6 | 水ぼうそう（水痘）　　　　　（帯状疱疹） | 全ての皮膚がかさぶたになった時 |
| 7 | ﾌﾟｰﾙ熱・ｱﾃﾞﾉｳｲﾙｽ　　　　　（咽頭結膜熱） | 解熱し主要症状がなくなった後２日を経過してから |
| 8 | 流行性角結膜炎　　（はやり目） | 眼症状が消失し、伝染の恐れがなくなったら |
| 9 | 流行性嘔吐下痢症　（ノロ・ロタ） | 主な症状がほとんど消失し、主治医が登園を認めた時 |
| 10 | ＲＳウイルス | 主な症状がほとんど消失し、主治医が登園を認めた時 |
| 11 | 急性出血性結膜炎 | 眼症状が消失し、伝染の恐れがなくなったら |
| 12 | 手足口病 | 解熱後２４時間経過し元気が良ければ |
| 13 | ヘルパンギーナ | 解熱し食事も十分できて元気になった時 |
| 14 | りんご病　　　　　（伝染性紅斑） | 全身状態が良ければ登園可能 |
| 15 | 溶連菌感染症 | 有効治療を始めてから２～３日経過後 |
| 16 | 感染性胃腸炎 | 主な症状がほとんど消失し、医師　が登園を認めた時 |
| 17 | マイコプラズマ肺炎（うつる肺炎） | 症状が改善し、元気があれば登園可能 |
| 18 | 突発性発疹 | 元気であれば登園可能 |
| 19 | ヘルペス性口内炎 | 症状が改善し、元気であれば登園可能 |
| 20 | とびひ　　　　　　（伝染性膿痂皮） | 他人への感染の恐れがないと医師が認めた時 |
| 21 | 水いぼ　　　　　（伝染性軟属腫） | 他人への感染の恐れがないと医師が認めた時 |

（切り取ってご提出ください）

**登　園　届（保護者記入）**

育英保育園　園長殿

クラス・児童名

　保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。一人ひとりのお子さんが一日を快適に生活できるよう、感染症の発症や流行の予防に努めています。下記の感染症については、かかりつけ医の診断に従い、集団生活が可能になる日を確認してください。保育園の登園が可能になりましたら、登園日に『登園届』の提出をお願いいたします。

該当の疾患名に☑をお願いいたします。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 水痘（水ぼうそう） |  |  | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） |
|  | 咽頭結膜熱(ﾌﾟｰﾙ熱・ｱﾃﾞﾉｳｲﾙｽ) |  |  | 流行性結膜炎 |
|  | 百日咳 |  |  | 麻疹（はしか） |
|  | ポリオ（小児まひ） |  |  | ウイルス性肝炎 |
|  | 風疹（三日はしか） |  |  | 急性出血性結膜炎 |
|  | 髄膜炎菌性髄膜炎 |  |  | 腸管出血性大腸菌感染症(O157等) |

※上記の感染症およびは右ページの感染症は、法的に出席停止基準が決まっています。罹患が分かったら、出席停止基準をお守りください。

（医療機関名）　　　　　　　　　　　　　（　　　年　　　月　　日受診）

において病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、

　　　　　年　　　月　　日より登園いたします。

　　年　　　　月　　　日

保護者名